

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 8 年 6 月 9 日から 令和 8 年 6 月 23 日まで
(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 8 年 6 月 9 日 野田市長 鈴木 有

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
1	3 2 0 1 2	中 央 3 2 0 1 2 号 線	野田字橋戸 7 8 2 番 1 地先	
			野田字橋戸 7 8 1 番 1 地先	